

第 75 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨ヨットハーバー）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2 指定管理者

兵庫県姫路市本町155番地

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 株式会社ヤマハ藤田

代表取締役 藤田 忠久

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。